

再 苦 情 申 立 書

平成26年 8月 8日

（あて先） 富山市長 森 雅志 殿

再苦情申立者の住所・氏名

〒930-0912 富山県富山市樹林町 8番地
商号又は名称 株式会社エヌエックス
代表者氏名 代表取締役 遊道 義憲
電話番号 076-422-0910

富山市発注工事に係る苦情処理要領第7条の規定により、平成26年8月1日付け契 第30号で回答のあった件について、その内容に不服があるので、同要領第8条及び第9条の規定により、次のとおり再苦情の申立をします。

記

1 再苦情申立の対象となる工事名

神通大橋上部工補修工事

2 不服のある事項

苦情申立回答書による入札参加資格施工実績の不採用理由が、適切かつ客観的な評価がなされていない

3 2の主張の根拠となる事項

今回の入札参加資格は、再度提言しますが苦情申立書でも述べていますよう、具体的な工事内容の規定されていない、桁等主要部材の補修又は補強工事の実績を求める「橋梁（鋼橋）上部工（桁等主要部材）の補修又は補強工事」であります。当社は富山県が「鋼橋の主構部に係る補修工事」として評価された「農道保全 新川第2地区 落橋防止設置工第2工区工事（参考資料A）」で主桁部を補剛材にて補修・補強した「主桁部補強を伴う落橋防止設置工」の施工実績で申請しております。



しかし、苦情申立回答書による入札参加資格施工実績の不採用理由は、当社の施工実績が橋梁付属物工の「落橋防止装置設置工事」であり、富山市が求める補剛桁の欠損部分の補修工事に合致しないという理由であります。もしも、そのような理由であるならば、技術的および法律的な文章の観点からも当然のことながら、求める資格要件は「橋梁（鋼橋）上部工（桁等主要部材）の補剛桁の欠損部分の補修又は補強が主な工事」であるべきと思われます。

今回の申請工事は富山県が「鋼橋の主構部に係る補修工事」として評価された事例でもあるにもかかわらず、今回の判断は客観的評価になっていないと思われま

す。参考に最近の富山市での消雪施設入札物件（参考資料B）で、取水方法を規定したい場合に「河川水使用」と明記されている物件があります。今回も、このような特殊条件を付加したいならば、当然のことながら上記のように朱記文章を追加すべきと思われます。

朱記文章の明示されていない資格要件となっているため、結論が技術的および法律的な文章の観点からも客観的な評価になっていないと思われま

す。また、苦情申立回答書には補修工事内容が設計図書で確認いただけますという設計内容の理解度が低いような表現もありますが、入札用設計書に添付されている「数量表、設計図面」は、当社が平成24年度に施工した「神通大橋塗装塗替（その2）工事」で補修工事が必要と判断した工事内容を、当社の独自の判断でかつ企業努力の範疇で作成した資料（参考資料C）であります。

このため、当社は本補修工事の設計図書の内容を十分理解した上で、主桁部補強を伴う落橋防止設置工を施工実績として申請しており、再度の審査による適切かつ客観的な再評価を求めます。

以 上